

# 川越町地域防災計画修正業務委託仕様書

## 1. 目的

本業務は、現行の川越町地域防災計画（令和4年3月修正）（以下「地域防災計画」という。）について、上位計画である国の防災基本計画や三重県地域防災計画（以下「県計画」という。）との整合性を図りつつ、本町の地域特性及び防災対策を踏まえたうえで地域防災計画を修正し、本町全域の防災力向上に資することを目的とする。

## 2. 委託業務名

川越町地域防災計画修正業務委託

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4. 提出書類

受注者は、契約締結後、速やかに以下に掲げる書類を指定期日までに川越町へ提出しなければならない。

- ・着手届
- ・管理技術者及び照査技術者届（経歴書、資格登録書等、同種業務の業務実績証明書類を添付）
- ・工程表
- ・業務計画書
- ・その他町が必要と認める書類

## 5. 技術者等の選任

受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、防災・減災等の計画策定に精通した実務経験豊かな管理技術者を選任するものとする。

なお、管理技術者及び照査技術者は、以下の条件を満たす技術者を配置しなければならない。また、業務実績はテクリス登録又は契約書及び業務計画書などにより証明するものとする。

- （1）管理技術者：令和2年度以降に「地域防災計画策定又は修正」の実績を有する者とする。
- （2）照査技術者：技術士（応用理学：地球物理及び地球化学）の資格を有し、令和2年度以降に「地域防災計画策定又は修正」の実績を有する者とする。

## 6. 準拠法令等

本業務の履行に当たっては、本仕様書に定めるものの他次に掲げる法令、通達、計画、ガイドライン、マニュアル等に準拠するものとし、本仕様書に定めなき事項及び疑義が生じた場合は、

受注者は、川越町とその都度協議の上決定するものとする。

(1) 法令

- ・災害対策基本法
- ・災害救助法
- ・水防法
- ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する法律
- ・大規模災害からの復興に関する法律
- ・その他関係法令

(2) 国の計画等

- ・防災基本計画
- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画
- ・南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
- ・地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン
- ・市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き
- ・市町村のための水害対応の手引き
- ・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～
- ・その他関係計画等

(3) 三重県の計画等

- ・三重県地域防災計画
- ・三重県業務継続計画
- ・三重県広域受援計画
- ・三重県防災・減災アクションプラン
- ・三重県市町受援計画策定手引書
- ・南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針
- ・その他関係計画等

(4) 川越町の計画等

- ・川越町総合計画
- ・川越町国土強靱化地域計画
- ・川越町地域防災計画(川越町南海トラフ地震対策推進計画を含む。)
- ・川越町業務継続計画
- ・川越町災害時受援計画
- ・川越町備蓄・調達計画
- ・その他関係計画等

## 6. 検査

受注者は、本業務を完了したとき、業務完成報告書、成果品納品書とともに、成果品を川越町

に提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受けなければならない。

## 7. 貸与資料

川越町は、本業務で必要となる図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。受注者は、図書及びその他関係資料の貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後直ちに川越町に返還するものとする。なお、貸与された資料については、その重要性を認識し、取り扱い及び保管に十分注意するものとする。また、複製した資料については、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとする。

## 8. 業務の内容

### (1) 業務計画

本業務を円滑かつ的確に実施するため、手順・工程等をまとめた業務計画書を作成し、業務の進捗、成果等を適切に管理するものとする。

### (2) 資料収集・整理

本業務に必要と認められる資料及び各課から提供された修正依頼資料をもとに、それらを体系的に整理し、本業務に必要な内容を網羅しているかを確認するものとする。

### (3) 地域防災計画の修正

地域防災計画について、前回修正時点以降の国や県等における動向をふまえ、収集した資料をもとに現行の川越町地域防災計画(風水害等対策編、地震・津波対策編、資料編)の修正を行う。

また、修正した内容については、修正概要を作成する。

### (4) 会議資料の作成支援

川越町防災会議(2回)の開催にあたり同会議資料の作成支援を行うとともに、同会議に出席し、会議要旨等を作成するものとする。また、2回目については川越町地域防災計画案を格納したCD-Rを各委員用に作成する。

### (5) 打合せ

本業務着手時及び主要な業務項目の区切りにおいて、本町担当課と協議(3回程度)を行う。

## 9. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

### (1) 地域防災計画(風水害等対策編、地震・津波対策編、資料編) A4 版

ドッジファイル綴じ 1部

### (2) 修正概要 1部

### (3) 新旧対照表 1部

### (4) 上記電子データ(CD-ROM) 1部